

## 《手続きに関するQ&A》

Q1：サポカー補助金の申請をしたいのですが、ホームページから申請書等の印刷をすることができません。どうしたらいいですか？

A1：高齢者・地域福祉課（市役所本館2階36番）へお越しいただければ、お渡しできます。なお、最寄りの市民センターで受取りを希望される場合は、事前に高齢者・地域福祉課（Tel079-427-9715）までご連絡ください。

Q2：申請者の家族が手続きすることはできますか？

A2：手続きはできますが、提出書類の申請者は補助対象者の氏名（自署）、住所、連絡先をご記入ください。補助金振込口座についても、補助対象者の口座名義に限ります。

なお、申請内容の問い合わせに対応できる方の連絡先を書類の空白欄にご記入ください。

Q3：「交付申請書兼請求書」等の訂正に修正液や修正テープを使用してもいいですか。

A3：使用しないでください。訂正箇所には二重線を引き記入し直ししてください。なお、金額は訂正できませんので、お手数ですが新たにご作成ください。

Q4：「交付申請書兼請求書」の提出は郵送でもできますか？

A4：書類確認がありますので、可能な限りご持参ください。やむを得ず、郵送される場合は、書類に不備がある場合等は手続きに時間を要しますので、内容を十分確認してからご送付ください。市からの問い合わせに対応できる連絡先を記入の上、問い合わせがあった場合は、必ず対応くださいますようお願いいたします。

Q5：未使用車（新古車）を購入した場合、補助額上限は10万円ですか？

A5：未使用車（新古車）は、中古車扱いとなりますので補助額上限は4万円になります。

Q6：過去に国又は県のサポカー補助金を受けたが、新たに別の車を購入する場合、市の補助金申請はできますか？

A6：できます。ただし、一度、本市のサポカー補助金を受けた方は、2度目（2台目）の申請はできません。補助申請者は1人につき1回限りです。

Q7：過去に（令和4年度または令和5年度）サポカー補助金で安全支援装置の後付けでの補助金を受けました。今回、サポカー車を購入しようと検討しています。補助申請できますか？

A7：申請できません。補助申請者は1人につき1回のみです。

Q8：リース契約の場合でも申請はできますか？

A8：できます。クレジット払い、残価設定ローンでの購入は対象になります。

Q9：購入内容や装置の設置内容が確認できる書類（契約書、注文書等）の氏名が申請者の妻です。申請できますか？

A9：できます。当該補助金は、高齢者がサポカーへの乗り換えや安全運転支援装置を購入・設置する場合の費用の一部を補助するものです。以下①～③に該当していれば申請可能です。

①申請者本人

②申請者の夫（妻）

③申請者と同居のしている65歳以上の者

※同居している65歳以上の年齢要件は、申請者の年齢要件に準ずる

Q10：支払い確認書類（領収書等）が上記①～③に該当しています。申請できますか？

A10：できます。

Q11：自動車の発注者が上記①～③以外の者です。申請できますか？

A11：購入・設置内容が確認できる書類に申請者本人の氏名の記載があれば、①～③以外の人でも申請可能です。ただし、支払い確認書類（領収書等）の氏名は、上記①～③の人に限り  
ます。

Q12：乗り換え前の自動車は、65歳未満の息子が登録した自動車（自動車検査証上の所有者・使用者が息子）ですが、実際に使用していたのは、65歳以上の私（親）です。申請できますか？

A12：できません。

乗り換え前の自動車の自動車検査証の使用者は、上記①～③に限ります。

Q13：今乗っている自動車を譲渡して新たにサポカーを購入する場合、「乗り換え」に該当しますか？

A13：乗り換え前の自動車の対象要件を満たしておれば、譲渡や廃車、売却（下取り含む）により新たに自動車を購入する場合、乗り換えに該当します。

ただし、売却（下取り含む）や譲渡の場合は、補助金の申請時点で名義変更（移転登録）を行っている必要があります。

（道路運送車両法で、名義変更は15日以内に行うことが定められています。）

Q14：以前乗っていた自動車を数カ月前に廃車しました。新たに自動車を購入したのですが、乗り換えとして申請できますか？

A14：提出書類、状況を確認のうえ審査いたします。

例) 数カ月前に、自動車を売却(下取り)し、購入する自動車の納車を待っていた。

数カ月前に、事故にあい廃車したが、新たに自動車を購入した。

※廃車したことが確認できる書類(下取り・売却・譲渡したことが確認できる書類、注文書)など提出いただく場合があります。

※これまで乗っていた車を手放して、継続的に新たな車に乗り換えることを想定していません。状況によっては乗り換えにならない場合があります。

Q15: 65歳以上の夫の自動車を下取りし、65歳未満の妻が自動車ローンで購入・登録後、自動車検査証の使用者を夫に名義変更しました。夫は申請できますか?

A15: できません。

自動車を購入・登録した時点で、補助金交付要綱、別表(第3条関係)の補助金の範囲を満たしている必要があります。

Q16: 乗り換えで自動車を購入・登録後にナンバー変更を行いました。自動車検査証の交付年月日/初度登録(検査)年月の月が一致していません。また、備考には「新規登録」ではなく「記載変更」と表記されています。新車として申請できますか?

A16: 提出書類を確認の上、審査を行い、要件を満たしていれば新車として申請受付いたします。ナンバー変更前と変更後の自動車検査証(写し)の両方を提出してください。自動車検査証上の、車台番号、交付年月日など確認の上、審査いたします。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

**【問い合わせ先】 高齢者・地域福祉課 (Tel079-427-9715)**